

藤岡市監査委員告示第 1 号

令和5年度定期監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和5年度事業について定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年 2月22日

藤岡市監査委員 長野 良一

藤岡市監査委員 冬木 一俊

藤岡監発第 47 号
令和6年2月16日

藤岡市長	新 井 雅 博 様
藤岡市議会議長	青 木 貴 俊 様
藤岡市教育委員会教育長	田 中 政 文 様
藤岡市選挙管理委員会委員長	折 茂 泉 様
藤岡市農業委員会会長	浅 見 健 司 様
藤岡市等公平委員会委員長	成 瀬 豊 様
藤岡市固定資産評価審査委員会委員長	小 島 明 様

藤岡市監査委員 長 野 良 一

藤岡市監査委員 冬 木 一 俊

令和5年度定期監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

1 監査対象

企画部	秘書課 企画課 地域づくり課 財政課 行革・デジタル推進課
総務部	総務課 職員課 地域安全課 契約検査課
市民部	市民課 税務課 納税相談課 保険年金課
福祉部	福祉課 元気長寿課 介護保険課
健やか未来部	健康づくり課 子ども課 複合施設建設室
森林環境部	森林課 環境課 清掃センター
経済部	商工観光課 農政課
農業委員会事務局	
都市建設部	土木課 建築課 都市計画課 都市施設課 区画整理課
鬼石総合支所	鬼石振興課 にぎわい観光課

上下水道部	経営課 水道工務課 浄水課（浄水場） 下水道課
会計管理者	
議会事務局	
教育委員会	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 文化財保護課 スポーツ課 学校給食センター 図書館
介護老人保健施設鬼石	
監査委員事務局	

2 監査の期間

令和5年10月16日から令和6年2月8日まで

3 監査の範囲

- (1) 企画部、総務部、市民部、福祉部、健やか未来部、森林環境部、
経済部、農業委員会事務局
令和5年4月1日～令和5年9月30日執行分まで
- (2) 都市建設部、鬼石総合支所、上下水道部、会計管理者、議会事務局、
教育委員会、介護老人保健施設鬼石、監査委員事務局
令和5年4月1日～令和5年11月30日執行分まで

4 監査の方法

各部署において執行された財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かを主眼とし、次のとおり実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、対象ごとに監査項目を定めて、事務局職員による書類や帳簿等の試査、照合や確認などの予備監査を行った。
- (2) 課長等以下関係職員から事務事業の執行状況についての説明を受け、質疑応答形式により実施した。
- (3) これと併せ、定期監査の一環として令和4年度及び令和5年度事業として市が実施した以下の事業について、現地調査を実施し、担当課職員から内容聴取を行った。

令和6年2月8日（木）

南山配水池（マイクロ水力発電）

中央浄水場

上の山浄水場

- (4) 重点事項として、内部統制に依拠した監査、リスクに着目した監査を行うために作成したリスク評価表から、発生頻度及び影響度を考慮し、本市が管理する土地や道路等における除草対応について焦点を絞り監査を行う

こととした。令和4年度中、各部署で対応した除草のうち、主に職員が直接作業を行ったものを対象とし、取組状況や苦慮していることなどについて聴取り調査を実施した。

- ① 実施日 令和5年10月11日～令和6年1月30日
- ② 対象部署 11部20課
 - [企画部] 財政課
 - [総務部] 地域安全課
 - [福祉部] 元気長寿課
 - [健やか未来部] 子ども課
 - [森林環境部] 森林課、清掃センター
 - [経済部] 商工観光課、農政課
 - [都市建設部] 建築課、都市施設課、区画整理課
 - [鬼石総合支所] 鬼石振興課、にぎわい観光課
 - [上下水道部] 浄水課
 - [教育委員会] 学校教育課、生涯学習課、文化財保護課、学校給食センター、図書館
 - [介護老人保健施設鬼石] 事務課
- ③ 対応者 課長、係長及び担当者

5 監査の結果

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に位置付けられ、景気が緩やかに回復する一方で、令和4年2月から続くロシアのウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇及び円安などは、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格を高騰させた。影響を受けた世帯や農業者等を支援するとともに、地域経済の活性化を図る業務が続く中で、通常業務も再開されて慌ただしい状況ではあったが、財務及び事務事業の執行は、昨年度是正を求めた事項を含め、おおむね適正に処理されているものと認められた。日常の事務等については、書類もよく整理されており、おおむね良好であった。公共工事の実施方法等についても、抽出して実施した範囲においては適正に執行されていると認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、それぞれ口頭で個別の指導を行うとともに、所属長に対して改善又は検討を要望したので記述を省略する。

重点事項とした除草対応については、おおむね適正に処理されているのだが、近年では市民からの要望箇所も増えつつあり、職員は限られた予算と人員の制約の中でその対応に苦慮している状況であった。このような現状では費用を削減することは難しいと考えるが、安心・安全な市有地を確保するためには、方

法等を精査し、これまで以上に効率的かつ効果的な対応が必要となる。

地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定している。民間への委託はその方策の一つであり、藤岡市行政改革大綱の方策の一つでもあることから、職員での対応が困難な場合は、専門的知識・能力を持つ事業者を活用するとともに、契約事務においては経済的かつ効率的に行い、その効果をあげていく必要がある。

本市を取り巻く状況は、少子高齢化の進行に伴う諸問題への対応や、長引く地域経済の低迷脱出に向けた諸施策の推進など、社会保障関係費や公債費などの義務的経費の増加に加え、老朽化した公共施設の解体費用、複合施設建設及び新火葬場建設の着工に伴う費用の増加が見込まれており、依然として厳しい行財政運営を強いられている。

今後も、多様化する行政課題に的確に対応するため、長期的展望にたった計画を着実に推進するとともに、経常経費の節減に努め、計画的かつ適切な財政運営に万全を期されることを切に要望するものである。